

米子市議会基本条例  
検証結果報告書

令和 8 年 3 月

米子市議会  
議会運営委員会

## 1 はじめに

米子市議会基本条例（以下「条例」という。）は、議員定数・議会改革等調査特別委員会において、平成23年3月から27回の審議と市民説明会やパブリックコメントを経て、平成26年3月26日の本会議において、可決・成立し、平成26年7月1日から施行された。

本条例は、議会は、市民を代表する機関であることを常に自覚し、市民及び市長等の関係、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とするもので、前文と8章16条の本文及び附則で構成されている。

本条例の第16条には、条例の検証と結果の公表、検証の結果を受け、必要に応じて、条例を改正するなど適切な措置を講じることを規定していることから、令和7年2月27日の各派会長・幹事長会議において、米子市議会基本条例の検証については、検証の方法も含め、議会運営委員会で実施することが確認された。

これを受け、議会運営委員会では、令和7年3月より本格的に検証を始めることとし、本条例の検証に当たっては、全議員から各条文に対する課題や評価意見を提出してもらい、それを基に委員会で議論を行った。意見が分かれたところについては、さらに会派等に持ち帰るなどして協議を重ね、委員会としての結果をまとめたものである。

### ○米子市議会基本条例【抜粋】

#### 第1章 総則

##### （目的）

**第1条** この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を踏まえ、市民及び市長等との関係、米子市議会（以下「議会」という。）及び米子市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

#### 第8章 検証

**第16条** 議会は、この条例の目的が達成されているかどうか検証し、その結果について、市民に積極的に公表するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、必要があると認めるときは、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

## 2 検証体制について

### ・議会運営委員会（8人）

役 職	氏 名	会 派 名
委員長	戸 田 隆 次	自由創政
副委員長	今 城 雅 子	公明党議員団
委 員	岩 崎 康 朗	自由創政
委 員	奥 岩 浩 基	蒼生会
委 員	国 頭 靖	よなご・未来
委 員	塚 田 佳 充	蒼生会
委 員	中 田 利 幸	信風
委 員	錦 織 陽 子	日本共産党米子市議団

※任期：令和7年6月16日～

役 職	氏 名	会 派 名
委員長	戸 田 隆 次	自由創政
副委員長	津 田 幸 一	公明党議員団
委 員	岩 崎 康 朗	自由創政
委 員	奥 岩 浩 基	蒼生会
委 員	中 田 利 幸	信風
委 員	錦 織 陽 子	日本共産党米子市議団
委 員	松 田 真 哉	よなご・未来
委 員	渡 辺 穰 爾	蒼生会

※任期：～令和7年6月16日

（岡田啓介議長及び田村謙介副議長は、オブザーバーとして会議に出席）

## 3 検証方法について

米子市議会基本条例の検証については、議会運営委員会において行うこととした。また、同委員会で評価手法の検討を行った結果、評価はA、B、Cの3段階で行い、検証の評価が困難な場合は検証対象外とすることとした。その後、条文ごとの検証を行うとともに、成果・課題の抽出を行った。

### 【評価の段階】

A：達成	…	当該条項はおおむね（8割程度）目的を達成
B：一部達成	…	当該条項は一部（5割程度）目的を達成
C：未達成	…	当該条項は、目的を達成できなかった（3割以下）
—：検証対象外	…	当該条項は、検証の対象外とする。

#### 4 議会運営委員会における条例の検証の経過

年月日	協議内容
令和7年 2月27日	各派会長・幹事長会議において、米子市議会基本条例の検証については、検証の方法も含め、議会運営委員会で実施することが確認された。
令和7年 3月21日	検証の期限は令和7年12月までとし、検証の機関及び検証の方法については、前回と同様とする。(検証の機関：議会運営委員会、検証の方法：条文ごとに検証し、成果・課題の抽出を行い、評価は3段階で行う。検証結果は報告書にまとめる。) <p>検証に当たり、全議員（議会運営委員及び会派に属さない議員）へ意見の提出を依頼する。</p>
令和7年 5月 9日	意見を集約した検証整理表を委員へ提示し、補足説明を行ってもらおう。
令和7年 6月 9日	検証整理表及び前回の検証結果報告書を踏まえ、新たに検証評価表の作成を依頼する（検証整理表での他の委員の意見や前回の報告書を参照の上、ABC評価をしてもらう。）。 <p>今後の検証スケジュール案を提示する。</p>
令和7年 7月 8日	検証開始。 <p>各会派の検証結果について協議し、条文ごとに評価を行う。</p>
令和7年 8月18日	各会派の検証結果について協議し、条文ごとに評価を行う。
令和7年 8月26日	各会派の検証結果について協議し、条文ごとに評価を行う。
令和7年10月 1日	各会派の検証結果について協議し、条文ごとに評価を行う。
令和7年11月13日	正副委員長で取りまとめた条文の評価内容を委員へ提示する。 <p>付言事項の提出を委員へ依頼する。</p>
令和7年11月25日	取りまとめた付言事項を委員へ提示し、説明・質疑応答を行う。
令和7年12月23日	評価内容等について協議を行う。 <p>委員会で採決を行い、「付言事項」又は「評価の過程において今後に向けて提案があった事項」を決定する。</p>
令和8年 1月 9日	報告書案の提示をし、協議・最終確認を行う。

## 5 検証結果について

条文	評価	評価内容
前文	—	(検証対象外)

### 第1章 総則

条文	評価	評価内容
第1条 (目的)	—	(検証対象外)
第2条 (議会の活動原則)	A	<p>従来から、テレビ中継、本会議のインターネット配信、ホームページ、議会だより、議会報告会などにより、議会の有する情報を積極的に発信し、公平性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指しているが、上記に加え、委員会のインターネット配信の実施、議会報告会での意見交換会の強化を図った。</p> <p>議会報告会・意見交換会の実施方法を改め、より市民の多様な意見の把握ができるようにした。</p> <p>市長から提出された議案の審議については、一定の成果を出している。秩序ある議員間の討議となるよう、議論の在り方を検討すべきではないか。</p> <p>一般質問においては、一問一答方式を採用し、論点及び争点を明確にするよう努めており、傍聴者にも資料を配付し、議論の内容が分かるように配慮している。また、委員会のインターネット配信を実施するなど、委員会の様子を自由に視聴できる環境を整備することにより、議会に関する関心をより高めてもらうようにした。</p>
第1号		
第2号		
第3号		
第4号		

条文	評価	評価内容
第3条（議員の活動原則） 第1号  第2号  第3号	A	<p>議員間の自由な討議が尽くされるための議会運営はさらなる工夫の必要性があると考えます。</p> <p>また、議員間の討議については、第2条と同様に、その手法について調査・研究し、本市議会にどのような方法を取り入れることができるか検討すべきではないか。</p>
第4条（会派） 第1項	A	<p>現在、議員2人以上をもって構成する会派が6つ活動しており、政策の立案、決定、提言等について、会派内で議論し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めている。</p>
第2項	A	

## 第2章 市民と議会との関係

条文	評価	評価内容
第5条（基本原則） 第1項	A	テレビ中継、本会議のインターネット配信、ホームページ、議会だより、議会報告会などにより、議会の有する情報を積極的に発信し、市民との情報の共有を推進するとともに、市民に対する説明責任を果たしている。また、令和5年9月に米子市議会議会報告会・意見交換会開催要項を制定し、従来からの実施方法を改めるとともに、令和6年9月から委員会のインターネット配信を実施した。
第2項	A	本会議、委員会、全員協議会などの会議は、原則公開としている。また、会議録は、法令等に基づかない会議である全員協議会を除き、ホームページで公開しているが、全員協議会は申出により閲覧が可能となっている。
第3項	A	委員会の陳情等の審査や所管事務調査においては、陳情等の提出者による説明や他の行政機関等からの説明を求め、積極的に参考人制度を活用しているが、公聴会など他に活用できる制度も意識して活用することを考える必要がある。
第4項	A	請願及び陳情については、米子市民以外の者からの提出であっても市民からの政策についての提案として受け止め、審議等に当たっては、当該提案者から説明を聴く機会の確保に努めている。陳情については、米子市民から米子市への提案として受け止めるとの協議を行った。
第5条の2（議会報告会） 第1項	A	従来からの実施方法を改め、令和5年9月に米子市議会議会報告会・意見交換会開催要項を制定し、令和6年4月及び令和7年5月に議会報告会&意見交換会を実施した。
第2項	A	テーマ設定の段階で、市民からの意見を聞くべきとの意見があった。

### 第3章 議会と市長等との関係

条文	評価	評価内容
第6条（緊張関係の保持） 第1号	A	代表質問の一部と議案質疑を除き、質疑応答は一問一答方式を採用し、市政上の論点及び争点を明確に行い、市民に分かりやすい議論につながっている。
第2号	—	(検証対象外)
第7条（重要政策の審議） 第1項	A	基本的には委員会制を採用しているため、施策については委員会において審議されるべきであるが、市長が提案した施策のうち、特にその必要があると議会が認める重要案件については、全員協議会などを開催して説明を受け、その内容を明らかにするようにしているが、質疑の時間制限、回数制限が設定された。
第2項	A	
第8条（政策立案機能の強化）	A	市の政策の水準の向上を図るため、議会の政策立案機能を活用し、条例の提案、決議、会派要望等を行い、議会としての役割を十分に果たしている。 なお、前回、前々回に付言事項として掲載された条文の見直しに着手できていないため、今後検討する必要がある。

#### 第4章 委員会の活動

条文	評価	評価内容
第9条（委員会の活動） 第1項	A	条文どおりの運用が行われている。 なお、「専門性と特性をいかし」の部分の解釈に疑義があるため、今後条文の見直しをするなどの検討課題とする。
第2項	A	委員会の陳情等の審査や所管事務調査においては、陳情等の提出者による説明や他の行政機関等からの説明を求め、積極的に参考人制度を活用している。 公聴会制度については、制度自体は担保されているものの、その制度を活用するまでには至っていない。
第3項	A	委員会の傍聴者には、委員と同様の資料を配付し、議論の内容が理解できるよう努めている。 今後、インターネット視聴者に対する資料の公開に向けて協議が必要ではないか。

## 第5章 調査研究活動

条文	評価	評価内容
第10条（政務活動費） 第1項	A	政務活動費については、条例、規則及び申合せに基づき適正に執行されている。
第2項	A	政務活動費に関する書類については、収支報告書、領収書等証拠書類などをホームページで公開し、政務活動費の適正な運用を期すとともに、その使途の透明性の確保をより高めるよう努めている。 なお、会計事務が煩雑であり、効率化が必要であるとの意見があった。
第3項	—	（検証対象外）
第11条（研修） 第1項	A	本条例に係る新人議員に対する研修は速やかに行われた。新人議員以外でも本条例に対する認識ができていないようであれば、一緒に研修を受けてもいいのではないか。なお、全議員に対する本条例に係る研修は時期をずらして行われた。
第2項	B	議長会が主催する研修のほか、本市議会独自の研修をするべきではないか。
第3項	B	
第12条（議会図書室）	B	形式的な図書室は設置されているものの、その機能と在り方について検討すべきであり、所蔵する資料等についても協議が必要である。i JAMPなどのデジタルデータも今後必要ではないか。

## 第6章 政治倫理及び定数

条文	評価	評価内容
第13条（政治倫理） 第1項	A	<p>市民の代表として品位を損なう行為を慎み、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない等、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めるとともに、議員政治倫理条例を遵守している。</p> <p>なお、「市民の代表としての品位」の解釈に疑問がある。条文の改正の必要があれば、議論が必要であるとの意見があった。</p>
第2項	A	
第14条（定数） 第1項	—	（検証対象外）
第2項	—	（検証対象外）
第3項	—	（検証対象外）

## 第7章 議会事務局

条文	評価	評価内容
第15条（議会事務局） 第1項	B	議会全体の資質を向上させるためにも事務局体制の拡充が必要であり、体制整備について協議・検討をしていく必要がある。また、専任の法務担当も配置するべきではないか。
第2項	B	大学等の研究機関並びに専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用ができていない。DX、法務等のような専門性を持った者が必要なのか、議論が不十分である。

## 第8章 検証

条文	評価	評価内容
第16条（検証） 第1項	—	（検証対象外）
第2項	—	（検証対象外）

評価の内容

評価結果		項目数
A（達成）	… 8割程度目的を達成	22
B（一部達成）	… 5割程度目的を達成	5
C（未達成）	… 目的を達成できなかった（3割以下）	0
—（検証対象外）	… 検証の対象外とする。	9
合 計		36

## 6 付言事項について

今回の検証において、今後、その対応が必要と思われる事項について、以下のとおり付言する。

### (1) 議員間討議について

第2条第3号において、「議員間の議論を尽くすよう努めること」、また、第3条第1号に「議員間の自由な討議を重んじること」とあるが、検証作業の過程において「議員間の討議とは、実際はどのような場面でのどのような内容や行為を指すのか」との認識が様々であることが確認された。議会や委員会の場での議員間討議を深める保障としてどのような手法を用いるのか議論がされていないため、現状では議員間討議は不十分と考えられることから、今後、これらの検討を進めること。

### (2) 研修について

第11条第1項について、米子市議会基本条例の研修は、新人議員に実施する際に全議員への研修として実施すべきである。また、同時に全議員に対して「米子市議会議員政治倫理条例」の研修も実施すべきである。

第11条第2項、第3項については、議員の政策の形成及び立案に関する能力の向上を図るため、議員研修の強化及び充実に努めるものとしている。例年は4市議員研修のみで、令和7年度は独自でハラスメント研修を行ったが、議員間で課題の共通認識を持ち、勉強会や研修の在り方を検討することが必要である。

### (3) 議会図書室について（第12条）

議会図書室については、その機能と在り方について検討すべきである。

### (4) 議会事務局について（第15条）

議会事務局の機能と体制整備、大学等研究機関や専門的な知識を持った者の積極的な活用について検討すべきである。

### (5) 条文の検討と必要な改正について

平成30年3月及び令和4年3月の米子市議会基本条例検証報告書において、条文見直しが付言されていたにもかかわらず、条例改正の検討がなされなかった。今回の条例検証においても、条文の解釈が様々に生じていることがさらに顕著になった。また、地方自治法の改正などと整合性が取れているのかという点や、現状の議会運営などと矛盾が生じているのではないかなどの点について、次期改選後には、早急に条文を見直し、改正を検討すること。

## 7 評価の過程において今後に向けて提案があった事項

委員から付言事項として提案があったものの全会一致に至らなかったため、今後に向けて協議をすべきではないかという視点から提案があった事項として掲載した。

### (1) 「市民」の定義について

「市民」の定義について、その認識が様々であることから、条文（前文）で規定すべきである。

### (2) 全ての会議の公開について（第5条第2項）

全員協議会については、今後、録画・会議録の公開について、調査・検討すべきである。

### (3) 政策立案機能の強化について

政策立案機能強化・推進のため、バックアップができる事務局体制が必要である。

### (4) 議員政治倫理条例の見直しについて（第13条第1項・第2項）

議員政治倫理条例の改正・見直しの調査・検討をすべきである。

## 8 むすびに

このたび、本条例について条文ごとに検証を行い、改めて課題が明確になった事項も多くあることから、条例を検証した意義があったと言える。

今回の検証結果においては、検証対象外を除き約8割強の条項がおおむね目的を達成しているとの評価であり、本市議会が条例の趣旨に則して活動ができていると評価できる。

一方、多くの課題もあり、また達成しているものについても改善し、条例の目的の達成を目指すために、さらに努力していかなければならない。

本条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を踏まえ、市民及び市長等との関係、本市議会及び本市議会議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めた「米子市議会の最高規範」であり、本市議会議員が常に意識し、議員活動及び議会活動に取り組むべきものではあるが、社会情勢や市民ニーズの変化を注視し柔軟に対応していくため、定期的な条例の検証を行いながら、必要に応じて条例の改正も検討していく必要があると考える。

今後とも、市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与していけるよう全力を尽くしていきたい。